

○低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針

平成21年 3 月25日 国自総第535号
国自旅第358号
国自貨第166号

一部改正

平成21年 5 月26日 国自貨第19号

この運用方針は、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成21年 3 月25日付け国自総第534号、国自旅第357号、国自貨第165号及び平成21年 5 月26日国自貨第18号。以下「交付要綱」という。）に定める低公害車普及促進対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 協調補助対象の認定（交付要綱第 2 条関係）

交付要綱第 2 条の協調補助対象として地方公共団体に準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

3. 協調補助対象（交付要綱第 2 条関係）

交付要綱第 2 条において地方公共団体に準ずるものは、地域の自動車環境対策に取り組む一般社団法人及び一般財団法人その他営利を目的としない者であり、かつ、その実施する補助金の交付事業が適切な計画を有するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 社団法人日本バス協会及び各都道府県バス協会
- (2) 社団法人全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会
- (3) 社団法人全国通運連盟
- (4) 財団法人東京都交通局協力会
- (5) 社団法人全国乗用自動車連合会、社団法人全国個人タクシー協会、各都道府県法人タクシー協会及び各都道府県個人タクシー協会

4. 中小トラック事業者構造改善支援事業者の車両保有台数（交付要綱第 2 条、第 5 条第 8 項、別表 3 関係）

中小トラック事業者構造改善支援事業を実施するため交付申請を行う事業者の車両保有台数のうち交付要綱第 2 条及び第 5 条第 8 項に基づき国土交通大臣が別途定める車両保有台数は、以下の各号に該当する事業者については、1 両以上とする。ただし、

この場合においては、事業の免許又は許可の際に保有していた車両数以上の車両を現に保有している事業者に限り申請できるものとする。

- (1) 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年4月28日政令第112号）第18条第1項の規定に基づき一般自動車運送事業の免許又は特定自動車運送事業の許可を受けたものとみなされた事業者のうち、当該免許又は許可を受けたものとみなされた時点の車両保有台数が5両未満であった者。
- (2) 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日国自貨第77号）別紙1.（2）③の規定における島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）の地域における一般貨物自動車運送事業者として、最低車両台数の特例の適用を受けた者。

5. 低燃費LPGタクシーの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第3項関係）

- (1) 低燃費LPGタクシーの導入事業における補助金の交付予定枠の申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式1によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、交付予定枠の申込みを受け付けた順に、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。ただし、導入しようとする低燃費LPGタクシーが、営業区域内に配置する事業用自動車の数を増加させるものである場合には、内定を行わないものとする。

6. 次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助金の交付申請（交付要綱第5条第4項関係）

次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助金の交付の申請については、事業計画に記載されている事業開始日より原則30日以前に提出するものとする。

7. 補助対象事業者（交付要綱第5条第7項関係）

交付要綱第5条第7項のグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- (2) 社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
- (3) 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO9001又は ISO14001認証制度に基づく認証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

8. 補助対象事業の軽微な変更（交付要綱第8条第1項関係）

交付要綱第8条第1項の軽微な変更については、次のとおりとする。

- (1) 低公害車の導入台数に変更がなく、かつ、次の①～②のいずれかに該当する場合
 - ① 交付決定額に変更を生じない場合
 - ② 補助対象経費の減少に伴い補助金の額が交付決定額を下回る場合であって、減

少後の補助金の額と交付決定額との差が20%以内である場合

- (2) 低公害車の導入台数が減少する場合であって、引き続き交付要綱第5条第7項に規定する最低導入台数要件を満たし、かつ、減少後の補助金の額と交付決定額との差が20%以内である場合

9. 財産処分制限期間（交付要綱第15条第2項関係）

交付要綱第15条第2項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) CNGバス、優良ハイブリッドバス、クリーンディーゼルバス、電気自動車バス、LPGバス及び低燃費バス（以下「低公害バス」という。）：5年
- (2) CNGトラック、優良ハイブリッドトラック、クリーンディーゼルトラック、電気自動車トラック、LPGトラック及び低燃費トラック（以下「低公害トラック」という。）：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）
- (3) クリーンディーゼルタクシー、電気自動車タクシー、低燃費LPGタクシー（以下「低公害タクシー」という。）：3年
- (4) (1)～(3)に該当しない財産の財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数とする。

10. 提出書類の簡素化（交付要綱第17条関係）

交付要綱第17条の書類の提出部数4部（正本1部、副本3部）のうち、副本3部については、正本の写し（コピー）を認めることとする。

11. 添付書類（第1号様式（第5条第1項関係）等関係）

交付要綱第1号様式及び第2号様式の注1.のその他に該当する者の添付書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 単年度に2回以上の申請を行う者にあつては、2回目以降の申請においては添付書類に変更がない場合には省略することができるものとする。
- (2) 申請者が個人の場合、注記に規定する書類に代え、住民票及び確定申告書等（確定申告を要しない者にあつては所得証明書等）の写しを添付することとする。

12. 低公害バスの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1及び別表2において一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下この項において「バス事業者」という。）に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

- (2) 交付要綱別表1において自動車リース事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- ① 低公害バスによる旅客運送をバス事業者に委託して行う場合において、当該バス事業者自ら所有する低公害バスを貸与する地方公共団体

- ② 低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客運送事業者が自ら所有する低公害バスを貸与する学校又は企業等
- ③ バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たるバス事業者、自らが所有する低公害バスを貸与する者

13. 低燃費LPGタクシーの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1の補助対象事業者のうち自動車リース事業者については、低燃費LPGタクシーの導入事業において補助対象事業者としない。
- (2) 交付要綱別表1において一般乗用旅客自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。
一般乗用旅客自動車運送事業者から構成される中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合

14. 低公害トラックの導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表1関係）

交付要綱別表1において一般貨物自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

15. 低公害車の導入事業に係る補助対象事業者の認定（交付要綱別表1関係）

交付要綱別表1における低公害車の導入事業に係る補助対象事業者として一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

16. 低公害バスの導入事業における通常車両価格等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちCNGバス、優良ハイブリッドバス及び低燃費バスの導入事業における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

7 m未満 : CNG車への改造費の1/2とする。

7 m以上9 m未満 : 1,790万円を通常車両価格とする。

9 m以上 : 2,220万円を通常車両価格とする。

なお、補助対象経費としては、低公害以外に係るオプションは対象外。

- (2) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちクリーンディーゼルバス及び電気自

自動車バスの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。

- (3) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちLPGバスにおける補助対象経費と通常車両価格との差額は、別表1のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入れ控除対象外としている事業者については、別表1の金額に1.05を乗じた金額とする。また、別表1の金額を補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (4) 交付要綱別表1の使用過程にあるディーゼル車のCNGバスへの改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。

17. 低公害タクシーの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちクリーンディーゼルタクシー及び電気自動車タクシーにおける補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。
- (2) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうち低燃費LPGタクシーの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、別表2のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入れ控除対象外としている事業者については、別表2に掲げる金額に1.05を乗じた金額とする。

18. 低公害トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表1関係）

- (1) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちCNGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入れ控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(イ) 軽自動車：64万円（ただし、最大積載量が200kg 超のものにあつては88万円）

(ロ) 車両総重量が2.5トン以下の場合：104万円

(ハ) 車両総重量が2.5トン超3.5トン以下の場合：185万円

(ニ) 車両総重量が3.5トン超の場合

最大積載量4トン未満：98万円

最大積載量4トン以上：320万円

- (2) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうち優良ハイブリッドトラックの導入事

業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、ベースとなる車両の最大積載量ごとに次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4トン未満：98万円

4トン以上：275万円

- (3) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちクリーンディーゼルトラック及び電気自動車トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、個別に判断するものとする。
- (4) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうちLPGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、別表3のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、別表3の金額を補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (5) 交付要綱別表1の低公害車の新規導入のうち低燃費トラックの導入事業における補助経費と通常車両価格との差額は、別表4のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、別表4の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

19. 次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表2関係）

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずる者

交付要綱別表2において一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者に準ずる者として国土交通大臣が認定した者は次のとおりとする。

- ① 低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者
- ② 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- ③ 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

- (2) 次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助対象事業者の認定

前号に規定される補助対象事業者を除き、交付要綱別表2における次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助対象事業者として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、

補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行うものとする。

20. 次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助対象事業（交付要綱別表2関係）

交付要綱別表2備考2にかかわらず、次世代自動車の購入又はリース及び運行並びに次世代自動車導入加速の啓発活動に要する経費については、次世代自動車導入加速モデル事業の指定から1カ年以内に生じる経費を補助対象とする。

21. 中小トラック事業者構造改善支援事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表3関係）

- (1) 交付要綱別表3において一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者は貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者とする。
- (2) 社会保険等に未加入であるトラック事業者は、補助対象事業者となることができない。社会保険等への加入の状況については、新規適用届（健康保険・厚生年金保険）の写し及び保健関係成立届（労働保険・雇用保険）の写しを交付申請書に添付させることにより、確認するものとする。

22. 中小トラック事業者構造改善支援事業において策定すべき計画（交付要綱別表3関係）

交付要綱別表第3に掲げる燃料消費量のおおむね5%以上削減を目指す計画に係る記載項目の例示は以下のとおり。

- ① 事業者名及び代表者の氏名
- ② 事業の総費用に占める燃料費割合
- ③ 車両保有台数
- ④ 燃料消費量の削減の方法及び削減量

23. 補助金の額（交付要綱別表1、別表2及び別表3関係）

補助金の額については、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。

24. 交付対象事業の制限

(1) 低公害車の導入事業

低公害車の導入事業に係る補助金は、低公害車の導入に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(2) 次世代自動車導入加速モデル事業

次世代自動車導入加速モデル事業に係る補助金は、次世代自動車の購入又はリース、次世代自動車の導入加速計画策定に資する調査、啓発活動、協議会の運営に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた

事業には、交付しないものとする。

(3) 中小トラック事業者構造改善支援事業

中小トラック事業者構造改善支援事業に係る補助金は、省エネ機器・低公害車の導入、省エネ運行に関する他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

附 則

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。
2. 低公害車普及促進等対策費補助金に関する運用方針（平成20年3月19日付け国自総第489号、国自貨第202号、平成20年7月14日付け国自総第174号、国自貨第56号、平成20年10月28日付け国自総第314号、国自旅第239号、国自貨第98号及び平成21年1月20日付け国自貨第131号）は、廃止する。ただし、平成20年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成21年5月26日一部改正）

1. この運用方針は、平成21年6月2日から適用する。

別表1

LPGバスの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額	
基本型式番号	差額
NBG-BZB40 NBG-BZB50 NBG-BZB40M NBG-BZB50M	24万円

別表2

低燃費LPGタクシーの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額	
型 式 番 号	差 額
DBA-TSS10H-CEPJC DBA-TSS10-CEPFC(Q) DBA-TSS10-CEPFC	26万円
DBA-TSS10-AEPDC (TSS10-VQPDRK を含む) (TSS10-VQPDKK を含む) DBA-TSS10-AEPDC(A) (TSS10-VQPDRKA を含む) (TSS10-VQPDKKA を含む) DBA-TSS10-AEPRC (TSS10-VQPRRK を含む) (TSS10-VQPRKK を含む)	28万円
DBA-TSS11-BEPFC DBA-TSS11-BEPRC(X) (TSS11-VQPRRKX を含む) (TSS11-VQPRKKX を含む) DBA-TSS11-BEPRC (TSS11-VQPRRK を含む) (TSS11-VQPRKK を含む)	28万円
DBA-TSS11-BEMRC(X) (TSS11-VQMRRKX を含む) (TSS11-VQMRKKX を含む) DBA-TSS11-BEMRC (TSS11-VQMRRKX を含む) (TSS11-VQMRKKX を含む)	17万円

別表 3

LPGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との 差額	
基本型式番号	差額
NBG-TRY231 NBG-TRY281	23万円
NBG-BZU300 NBG-BZU340 NBG-BZU300A NBG-BZU300M NBG-BZU340M NBG-BZU300X	45万円

別表 4

低燃費トラックの導入事業における補助経費と通常車両価格との差額		
型式番号（上3桁）	最大積載量	差 額
BKG PKG	4トン以上8トン未満	20万円
BKG PKG	8トン以上	40万円